

2025年8月

お取引先様 各位

ダイキンエアテクノ株式会社

「働き方改革関連法」遵守に向けた取り組みに関するご理解、ご協力のお願い

ダイキンエアテクノ株式会社は「働き方改革関連法」に基づく時間外労働の上限規制（時間外労働上限：月45時間、年360時間）への対応をはじめ、健康で安全な労働環境の整備に向け以下の取り組みを進めております。

これらの取り組みは、業界全体の健全な発展と、お客様との持続可能な関係構築を目指すものであり、今後も安全で高品質な設備の提供に向けて精進してまいりますので、当社の取組みへご理解とともにご協力を賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 時間外労働の上限（月45時間かつ年360時間）に向けた適正な工期確保
2. ワークライフバランスの実現に向けた現場日程、時間帯の設定
3. 時間外労働上限規制に抵触する恐れのある社員の配置転換
4. 設計仕様の早期決定と変更期限の厳守
5. 各種検討及び資料作成の適正な時間の確保
6. 各種会議・打合せ・業務指示の定時時間内の実施
7. 完全週休2日確保に向けた、朝礼・打合せへのローテーション参加及びリモート参加の容認
8. 想定外の事情による工程遅延が生じた場合の工期延長を含めた契約内容の見直し
9. その他、生産性向上、業務効率化に向けた取り組みへのご理解、ご協力

以 上